

特別支援学校における教育推進検討委員会

報 告 書

～知的障害を対象とする特別支援学校の児童生徒数の増加に対する対応策について～

平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日

目次

はじめに	1
本県の特別支援学校の概況	2
1 特別支援学校の役割	2
2 学校数とその配置、設置部科等	2
3 幼児児童生徒数の推移	2
4 知的障害を対象とする特別支援学校の配置状況等	3
5 知的障害を対象とする特別支援学校の幼児児童生徒数の将来推計	3
幼稚部の教育について	4
1 現状と課題	4
2 今後の方向性	4
小・中学部、高等部の教育について	5
1 基本的考え方	5
(1) 現状と課題	5
(2) 今後の方向性	5
2 教育内容の充実について	6
(1) キャリア教育	6
現状と課題	6
今後の方向性	6
(2) 教員の資質の向上	7
現状と課題	7
今後の方向性	7
施設・設備等について	8
1 現状と課題	8
2 今後の方向性	8
県立特別支援学校と関係機関との連携について	10
1 現状と課題	10
2 今後の方向性	10
おわりに	11
資料	12

はじめに

平成19年4月、学校教育法の一部改正が行われ、障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う従来の障害児教育から特別支援教育への転換が図られた。特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものとされている。

香川県教育委員会では、平成17年3月に策定した「香川県教育基本計画」の下、本県における特別支援教育の推進のための計画として、特別支援教育に関する具体的な施策の方向性や今後取り組みが必要な施策を示すため、平成19年3月に「かがわ特別支援教育推進プラン」を策定した。現在、このプランに基づき、本県における特別支援教育が進められている。

このような中、少子化に伴い、長期的に児童生徒数の減少期は継続しており、現に盲学校や聾学校などにおいて児童生徒数は減少している。一方で、知的障害を対象とする特別支援学校については、その児童生徒数の増加傾向は著しく、このため、県立特別支援学校全体では、児童生徒数は増加している。知的障害を対象とする特別支援学校における児童生徒数の増加の背景には、教育内容に対する保護者の理解が深まったことなどが考えられ、今後とも、増加が見込まれる。

児童生徒数の増加に伴い、教育内容の一層の充実や教室不足など、学校教育を行う上で、早急に対応すべき課題が生じている。このようなことから、知的障害を対象とする特別支援学校における児童生徒数の増加に伴う対応策等を検討することが、県教育委員会から要請された。

検討に当たっては、知的障害を対象とする特別支援学校で学ぶ幼児児童生徒にとって、よりよい教育環境を整えることを念頭において、幼稚部、小・中学部、高等部それぞれの教育の進め方や施設設備などの観点から議論が行われ、各委員から幅広い意見が出された。

ここに検討の結果を、次のとおり取りまとめ、報告するものである。

特別支援学校における教育推進検討委員会
会長 武藏博文

本県の特別支援学校の概況

1 特別支援学校の役割

- (1) 特別支援学校においては、障害の重度・重複化や多様化に対応し、一人一人の教育的ニーズに対応した指導と支援を行うことにより、自立や社会参加に必要な力を培うための教育活動が行われている。
- (2) 特別支援学校は、特別支援教育のセンター的役割として、福祉、医療、労働等の関係機関と連携を図りながら、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の要請に応じて、障害のある幼児、児童及び生徒の教育に関し必要な助言や援助を行っている。

2 学校数とその配置、設置部科等

- (1) 本県の特別支援学校は、県立として、視覚障害を対象とする特別支援学校1校（盲学校）と聴覚障害を対象とする特別支援学校1校（聾学校）、肢体不自由を対象とする特別支援学校1校（高松養護学校）、病弱を対象とする特別支援学校1校（善通寺養護学校）、知的障害を対象とする特別支援学校4校（香川東部養護学校、香川中部養護学校、香川丸亀養護学校、香川西部養護学校）の合計8校が設置されており、香川大学教育学部附属の知的障害を対象とする特別支援学校（香川大学教育学部附属特別支援学校）1校をあわせて9校が設置されている。
- (2) これら9校すべてに、小学部、中学部、高等部が設置されており、盲学校、聾学校、香川中部養護学校には幼稚部も設置されている。また、盲学校と聾学校には高等部に専攻科が設けられている。なお、盲学校、聾学校、香川中部養護学校、高松養護学校の4校に寄宿舎が設けられている。（資料1）

3 幼児児童生徒数の推移

- (1) 本県の特別支援学校の在籍者数は、平成11年度から平成16年度までは、900人から940人程度までの間で推移していたが、平成17年度から増加傾向が続いており、平成22年度は1,098人となっている。
- (2) 学校別にみると、盲学校と聾学校が漸減傾向にある一方で、知的障害を対象とする特別支援学校、特に、香川中部養護学校と香川丸亀養護学校において増加傾向が著しく、香川中部養護学校にあっては、平成11年度の204人が平成22年度には327人（約1.60倍）、香川丸亀養護学校にあっては、125人が188人（約1.50倍）となっている。（資料2）

4 知的障害を対象とする特別支援学校の配置状況等

(1) 県立の知的障害を対象とする特別支援学校については、さぬき市に香川東部養護学校、高松市に香川中部養護学校、丸亀市に香川丸亀養護学校、観音寺市に香川西部養護学校が設置されている。なお、附属特別支援学校は坂出市に設置されている。

(2) 各学校に在籍する幼児児童生徒の主な居住地は、次のとおりである。

香川東部養護学校：さぬき市、東かがわ市、三木町、高松市東部地域

香川中部養護学校：高松市、土庄町、小豆島町、直島町、綾川町

香川丸亀養護学校：丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、琴平町、
多度津町、まんのう町

香川西部養護学校：観音寺市、三豊市

5 知的障害を対象とする特別支援学校の幼児児童生徒数の将来推計

知的障害を対象とする特別支援学校に在籍する幼児児童生徒数の将来推計については、その予測を正確に行うことが極めて難しいことから、異なる2つの方法を用いて行った。

1つは、県全体に占める各学校に在籍する児童生徒数の割合の推移を踏まえ、『国立社会保障・人口問題研究所』が公表している本県人口の将来推計から推計したものであり、他の1つは、各学校ごとに、それぞれの地域から小学部・中学部・高等部に入学する児童生徒数の割合の推移から推計したものである。

その結果によると、知的障害を対象とする特別支援学校全体の幼児児童生徒数については、いずれの推計においても今後とも増加傾向が継続し、ピークを迎える時期は推計方法によって異なるが、その数はほぼ同じ程度である。(資料3)

幼稚部の教育について

1 現状と課題

- (1) 就学前における特別支援教育については、平成 19 年 4 月の学校教育法の改正以来、幼稚園教育要領等においても、その必要性が明確化されており、これを受ける形で、本県の公私立の幼稚園や保育所においては、障害のある幼児の受け入れが進んでいる。
- (2) 一方、全国的に見ると、幼稚部を設置している知的障害を対象とする特別支援学校は少なく、県立では、本県の香川中部養護学校のほか、愛知県に 1 校と沖縄県に 6 校あるだけである。
- (3) 香川中部養護学校幼稚部にあっては、児童生徒数が増加する中、平成 12 年度から 15 名(平成 11 年度までは 10 名)の定員を設定して、在籍する幼児に対する教育を行うとともに、県内の幼稚園等の要請に応じて、障害のある幼児の教育に関し必要な助言や援助を行っている。
- (4) このような状況にあって、香川中部養護学校の幼稚部の果たす役割(存在意義)を改めて確認しておく必要がある。
- (5) なお、平成 22 年度は、香川中部養護学校の幼稚部は、同校の児童生徒数の増加に伴い、緊急的な対応として一時的に、聾学校の教室を利用している。

2 今後の方向性

- (1) 就学前における特別支援教育の重要性が叫ばれ、また、幼稚園や保育所において障害のある幼児の受け入れが進んでいる中であって、香川中部養護学校の幼稚部については、幼児を教育する機関であるとともに、本県の就学前の特別支援教育のセンター的役割を担う機関として位置づけて、存続することが望ましい。
- (2) すなわち、知的障害のある幼児を受け入れている公私立の幼稚園や保育所に対して、教材・教具の開発や最新の指導法を始めとする就学前の特別支援教育における専門的指導や保護者支援などについて、培ってきたノウハウを情報発信するとともに、医療や福祉との連携を図りながら全県的な研修会を実施するなどの指導的役割を果たすことが求められている。
- (3) このため、香川中部養護学校幼稚部については、その役割としてセンター的機能を強化することに加え、市町の幼稚園や保育所で障害のある幼児の受け入れが進んでいることを踏まえ、定員の見直しを検討することが必要である。
- (4) なお、聾学校の教室を利用していることについては、香川中部養護学校小学部等との連携を図りにくい状況にあることから、できる限り早く解消するべきである。

小・中学部、高等部の教育について

1 基本的考え方

(1) 現状と課題

知的障害を対象とする特別支援学校における児童生徒数の増加への対応策として、他県では、すべての特別支援学校で5障害種すべてを受け入れることとしている場合や、聴覚障害を対象とする特別支援学校に新たに知的障害部門を設けている場合などが見られる。

このことは、平成19年度から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができるとして特別支援学校の制度の創設により可能になったものであるが、各特別支援学校においていずれの障害種別に対応した教育を行うこととするかについては、当該学校の設置者が判断することとなっている。

本県では、現在、平成19年3月に策定された「かがわ特別支援教育推進プラン」に基づき、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱のそれぞれの障害種別に対応した特別支援学校として、盲学校1校、聾学校1校、知的障害を対象とする養護学校4校、肢体不自由を対象とする養護学校1校、病弱を対象とする養護学校1校を設置しており、障害種別ごとの専門的な教育を進めるとともに、当該障害種別以外の障害を併せ有する者にも対応している。

なお、高等部について、知的障害のある生徒が高等部への進学を希望する場合は、全員を受け入れている。

(2) 今後の方向性

特別支援教育は、障害種別によりその専門性が大きく異なることから、児童生徒等の能力を可能な限り発揮できるようにするためには、各特別支援学校において、障害種別ごとの教育を進めることが望ましい。

このことから、これまでと同様に、視覚障害を対象とする盲学校、聴覚障害を対象とする聾学校、知的障害を対象とする養護学校、肢体不自由を対象とする養護学校、病弱を対象とする養護学校において、それぞれ特別支援教育を進め、これまで培われてきた教育水準の維持・確保を図るべきである。

従って、知的障害を対象とする特別支援学校の児童生徒数の増加への対応策として、知的障害以外の障害を対象とする特別支援学校での受け入れは行うべきではない。

ただし、各特別支援学校においては、今後とも、当該障害種別以外の障害を併せ有する者も受け入れるとともに、教員配置等についても適切な配慮を行う必要がある。

なお、知的障害のある生徒が高等部の進学を希望する場合には、後期中等教育を保障する観点から、引き続き、全員受け入れることが望ましい。

2 教育内容の充実について

(1) キャリア教育

現状と課題

- ア 知的障害を対象とする特別支援学校に在籍する児童生徒数が増加している要因として、学校の教育内容に対する保護者の理解が深まったことが考えられるが、特に、保護者は、早い段階から、自立と社会参加を目指した専門的な指導を受けることを望んでいる。
- イ 高等部卒業生の進路は、在宅療養等を除き、「就職」又は「施設への入所や通所、作業所への通所等」のいずれかである。このうち、就職率については、全国的に高い状況にあるが、経済環境が厳しくなっていることもあり、数年前と比較すると、近年、低下している。(資料4) また、職場定着を図るため、各特別支援学校は自校の卒業生に対し、卒業後、少なくとも3年間は職場や家庭を訪問するなどして支援を行っている。
- ウ 高等部においては、教科「職業」や作業学習等において、勤労観・職業観の育成に関わる指導を行っており、小・中学部においても、自分の役割を果たす能力や職業に対する関心を育む指導を行っているが、それぞれが独立した取り組みになっており、必ずしも、系統的な教育内容になっていない面がある。
- エ また、障害の程度が重い生徒については、就労だけにとらわれることなく、心身共に健康な生活を目指し、自立に向けて、自分で取り組めることを増やしていこうとする態度・意欲を育むことが求められている。

今後の方向性

- ア 学校内における作業学習や実際の産業現場での実習の更なる充実を図るとともに、進路開拓や卒業後の支援については、ハローワークや障害者職業センター等の関係機関との連携を強化することが必要である。
- イ 現在の教育課程をキャリア教育の視点で見直し、小学部から高等部までの系統的な取り組みができるような編成を行うことが必要であり、特に、小・中学部においては、キャリア教育に視点を置いた授業を実施するとともに、併せて研究を深める必要がある。
- ウ 児童生徒の障害の程度は様々であることから、「個別の指導計画」においては、一

人一人異なる障害の程度や発達段階に合わせて、育てるべきキャリア発達に関わる諸能力を明確化することが望ましい。

(2) 教員の資質の向上

現状と課題

ア 児童生徒数の増加に伴い、教員数も増加しており、その資質向上が課題となっている。本県の知的障害を対象とする特別支援学校における特別支援学校教諭免許状の保有率は、81.9%であり、全国平均値（全障害種）である69.2%と比較すると高い状況にあるが、近年は下降傾向にある。さらに、部別で見ると幼稚部100%、小学部98.1%に対し、中学部77.7%、高等部69.4%であり、中学部と高等部において比較的低い状況にある。

（資料5）

このため、県教育委員会では、特別支援学校教諭免許状取得のための講習会を実施するとともに、他県の同様の講習会の開催状況に関する情報提供を行ってきているが、更なる免許状保有率の向上が課題となっている。

イ また、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化が進んでいることから、こうしたことに適切に対応できるよう、県教育委員会では各種の研修会を実施しているが、特定の障害種に対応した専門性の向上とともに、発達障害を含む他の障害種にも対応した指導力の向上が課題となっている。

今後の方向性

ア 特別支援学校教諭免許状取得のための講習会については、同免許状がより短期間で取得できるよう、開設する講座の組み合わせや内容を検討しながら、毎年、実施することが望ましい。

イ 各学校において、校長は、職員が受講しやすい環境づくりに努めるとともに、受講を勧めたり、他県の同様の講習会の開催状況や放送大学の講習会についての情報提供を行うことが大切である。

ウ 人事異動等において、特別支援学校教諭免許状を保有している教員の配置について考慮するとともに、教員採用に当たっては、引き続き、出願条件として特別支援学校教諭免許状所持を掲げるべきである。

エ 教員研修については、外部専門家の招聘、香川大学教育学部附属特別支援学校との連携、高松養護学校や善通寺養護学校が実施する研修会への参加など研修内容の更なる充実を図る必要がある。

オ また、校長は、個々の教員の専門性を踏まえて、上級免許状の取得や複数の特別支援教育領域の教員免許状の取得などを勧めるべきである。

施設・設備等について

1 現状と課題

- (1) 知的障害を対象とする特別支援学校の幼児児童生徒「1人当たり校舎面積」について、全国平均と比較すると、香川東部養護学校と香川西部養護学校は全国平均を上回る一方、香川中部養護学校と香川丸亀養護学校は同平均を下回っている。(資料6)
- (2) 香川中部養護学校と香川丸亀養護学校については、児童生徒数の増加に伴い、普通教室を仕切って2つの学級が授業を行ったり、特別教室を普通教室に転用するなど、教室の使い方を工夫している。(資料7)
- (3) 香川中部養護学校については、平成19年度に実習棟の増築を行い、それまで実習で使用していた特別教室を普通教室に転用したり、平成22年度は幼稚部について聾学校の教室を利用している。また、香川丸亀養護学校では、平成22年度に校舎の増築工事を実施している。
- (4) このように順次対応してきたところであるが、抜本的な解決に至っておらず、普通教室に加えて、実習室や図書室、個別指導のための部屋などの特別教室が不足するとともに、校舎の狭隘化も進んでいる。
- (5) また、児童生徒数の増加に伴い、スクールバス乗車希望者が増加しており、現在、香川中部養護学校に3台(高松養護学校との共同運行)、香川丸亀養護学校に2台のスクールバスが運行している。保護者の希望等を勘案しながら運行計画を立てているが、両校とも、児童生徒の居住地が広域にわたっているため、所要時間が長くなっている。
なお、香川中部養護学校の小豆島出身の児童生徒については、寄宿舍に入っている場合が多いが、地理的な制約から、自宅から寄宿舍までの送迎の際に時間がかかるなど、他の地域の出身の児童生徒に比べると、保護者の負担が大きくなっている。

2 今後の方向性

- (1) 幼児児童生徒数の今後の推計結果を踏まえ、早急に教育環境を充実していく必要性から、次のような観点で具体化を図ることが必要である。

幼児児童生徒が適切な教育環境の下で学校生活を営むためには、心身の発達に応じた一定の空間を確保する必要がある。このため、その目安として、「1人当たり校舎面積」を参考指標として全国平均と比較すると、香川東部養護学校と香川西部養護学校では、の5で述べた2つの将来推計によるピーク年においても全国平均(33.0㎡)を概ね下回らない見込みであるが、香川中部養護学校と香川丸亀養護学校では、現時点で既に全国平均を下回っており、今後とも相当程度の児童生徒数の増加が見込

まれ、更なる教育環境の悪化が予測されることから、両校については施設設備の改善の必要性が認められる。(資料6)

両校について、幼児児童生徒数がピークを迎える時期とその数は、推計方法より異なっている。2つの推計方法のうち、ピーク時の幼児児童生徒数が多い方の推計では、その時期が、香川中部養護学校は平成28年度、香川丸亀養護学校は平成32年度であることから、できるだけ早急に教室を確保することが重要である。(資料3)

幼児児童生徒を指導する上で、幼稚部・小学部から高等部までの教員間の連携が重要であることなどから、幼稚部・小学部から高等部までの一貫した教育を行うことのできる教育環境が必要である。

中学部や高等部においては、就職又は作業所への通所等に向けて実践的な知識・技能・態度を身に付けることが求められることから、作業学習ができる施設・設備を確保する必要がある。

- (2) 児童生徒数の増加に対する具体的な対応策としては、校舎の増築、分校や新校の設置、小・中学校、高等学校の空き教室を利用した分教室の設置などが考えられるが、上記の4つの観点を踏まえ、計画的に対策を講じる必要がある。

施設設備の改善における当面の目標としては、香川中部養護学校と香川丸亀養護学校について、「1人当たり校舎面積」を両校と同等規模の幼児児童生徒数が200人以上の学校の平均(25.9㎡)の水準に近づけることとする。香川丸亀養護学校については、現在校舎の増築工事が行われており、平成23年度から6教室の増加が見込まれ、同校の「1人当たり校舎面積」が上記水準に概ね達するが、香川中部養護学校については、教室不足の解消に向けた対策を早急を実施する必要がある。

また、両校とも、将来的には幼児児童生徒数が逡減傾向となることが見込まれることから、「1人当たり校舎面積」を全国平均(33.0㎡)の水準に近づける方向が望ましい。

- (3) 児童生徒の増加に対応して、スクールバスも、適宜、増車することが望ましい。

特に、小豆島出身の児童生徒に対する特別な対応の必要性は高いことから、高松港から寄宿舍までの送迎の面で、何らかの保護者の負担軽減を図る必要がある。

県立特別支援学校と関係機関との連携について

1 現状と課題

- (1) 知的障害を対象とする特別支援学校においては、幼児児童生徒が利用している医療機関や福祉施設等の関係機関との連携を図りながら、「個別の教育支援計画」を作成して支援に当たっているが、近年の児童生徒数の増加に伴い、医療機関や福祉施設等を利用している児童生徒が増えている。
- (2) また、小・中学校などの保護者に対する教育相談や教員に対する指導・助言を行うなどのセンター的役割を果たすためにも、関係機関との連携は欠かせないものとなっている。
- (3) 一方、幼児児童生徒に対する支援やセンター的役割を果たすために、常に、指導技術や教育相談の技能を向上させることが大切であるが、「特別支援教育の理論と実践に関する研究を行う」役割を担う附属特別支援学校との連携については、不十分な面がある。例えば、県立特別支援学校においては、附属特別支援学校が研究発表大会で行った研究の内容に関する指導方法や教材などについて、教育実践に取り入れているところであるが、その成果や問題点が附属特別支援学校へ十分には伝わっていない状況などが見られる。

2 今後の方向性

- (1) 県立特別支援学校は、今後とも、幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援を行うとともに、地域のセンター的役割を充実するために、医療、福祉、労働等の関係機関との連携を一層密にする必要がある。
- (2) また、附属特別支援学校との連携も大切である。具体的には、県立特別支援学校は、附属特別支援学校の特別支援教育の理論と実践に関する研究内容を教育実践に取り入れ、その成果や課題を同校へ提供するなどの一連の流れを作ることが重要である。なお、当該教育実践は、小・中学校の指導にも生かされるよう、県立特別支援学校は、センター的機能を発揮すべきである。

おわりに

本検討委員会は、知的障害を対象とする特別支援学校の児童生徒数の増加に伴い、早急に解決すべき課題への対応策について、幼稚部、小・中学部、高等部の教育内容の充実や施設・設備の整備など多様な観点から検討を行った。

児童生徒数が増加している背景には特別支援学校の教育内容に対する保護者等の理解が深まったことが考えられるが、それだけに、保護者にとっては、特別支援学校への期待が高まってきている。

従って、児童生徒数の増加に伴い表面化した課題についての取り組みは、保護者の期待に応えるものであることから、県教育委員会におかれては、本報告書に盛り込まれた指摘事項について、それぞれ早急に対応策を検討し、その実施に取り組みされることはもとより、可能なものから直ちに実施していくことを強く要望する。

また、現在、国の教職員定数改善計画案が提示され調整が行われているが、こうした国の特別支援教育に関する動向を踏まえ、教職員の配置について適切な措置を講じるなど、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた積極的な取り組みを期待する。

なお、今回は、2つの方法で児童生徒数の将来推計を行ったが、特別支援学校への入学は、幼児児童生徒の障害の程度や保護者の意向が大きく影響することから、小・中学校や高等学校のように、将来推計を行うことは極めて困難である。そこで、今後の特別支援学校の幼児児童生徒数の推移を見守りながら、適切な時点で更なる検討がなされるよう要望するものである。

資料

- 資料 1 本県の特別支援学校の配置状況等
- 資料 2 特別支援学校別の幼児児童生徒数の推移
- 資料 3 知的障害を対象とする特別支援学校の幼児児童生徒数の将来推計
- 資料 4 特別支援学校高等部（知的障害）卒業生の進路状況の推移
- 資料 5 特別支援学校教諭の当該障害種の免許状保有状況
- 資料 6 知的障害を対象とする特別支援学校の校舎面積
- 資料 7 児童生徒数の増加に伴う特別教室から普通教室への転用等
- 資料 8 特別支援学校における教育推進検討委員会協議経過
- 資料 9 特別支援学校における教育推進検討委員会設置要綱
- 資料 10 特別支援学校における教育推進検討委員会名簿

本県の特別支援学校の配置状況等

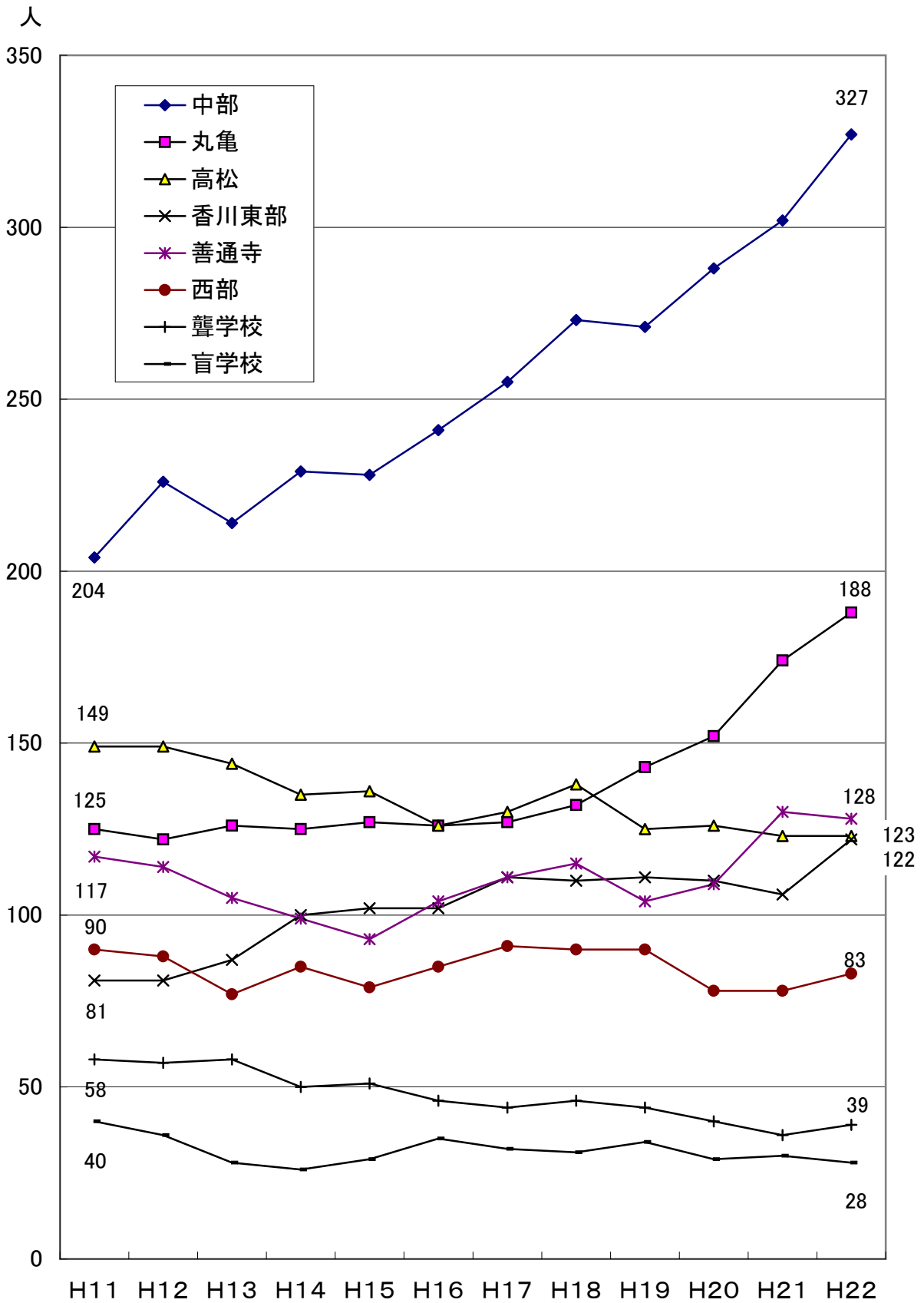


障害種別	学校名	位置	開校	学部					寄宿舎
				幼	小	中	高	専攻科	
知的障害	香川東部養護学校	さぬき市長尾	昭52.4.1				普通科		
	香川中部養護学校	高松市田村町	昭36.11.16				普通科		
	香川丸亀養護学校	丸亀市飯野町	昭60.4.1				普通科		
	香川西部養護学校	観音寺市出作町	昭54.4.1				普通科		
視覚障害	盲学校	高松市扇町	明40.9.30				普通科 保健医療科	理療科	
聴覚障害	豊学校	高松市太田上町	明40.9.30				普通科 理容科	理容科	
肢体不自由	高松養護学校	高松市田村町	昭36.11.16				普通科 工芸科		
病弱	善通寺養護学校	善通寺市善通寺町	昭49.4.1				普通科		
	(参考) 香川大学教育学部 附属特別支援学校(知的障害)	坂出市府中町	昭50.4.1				普通科		

(平成22年5月1日現在)

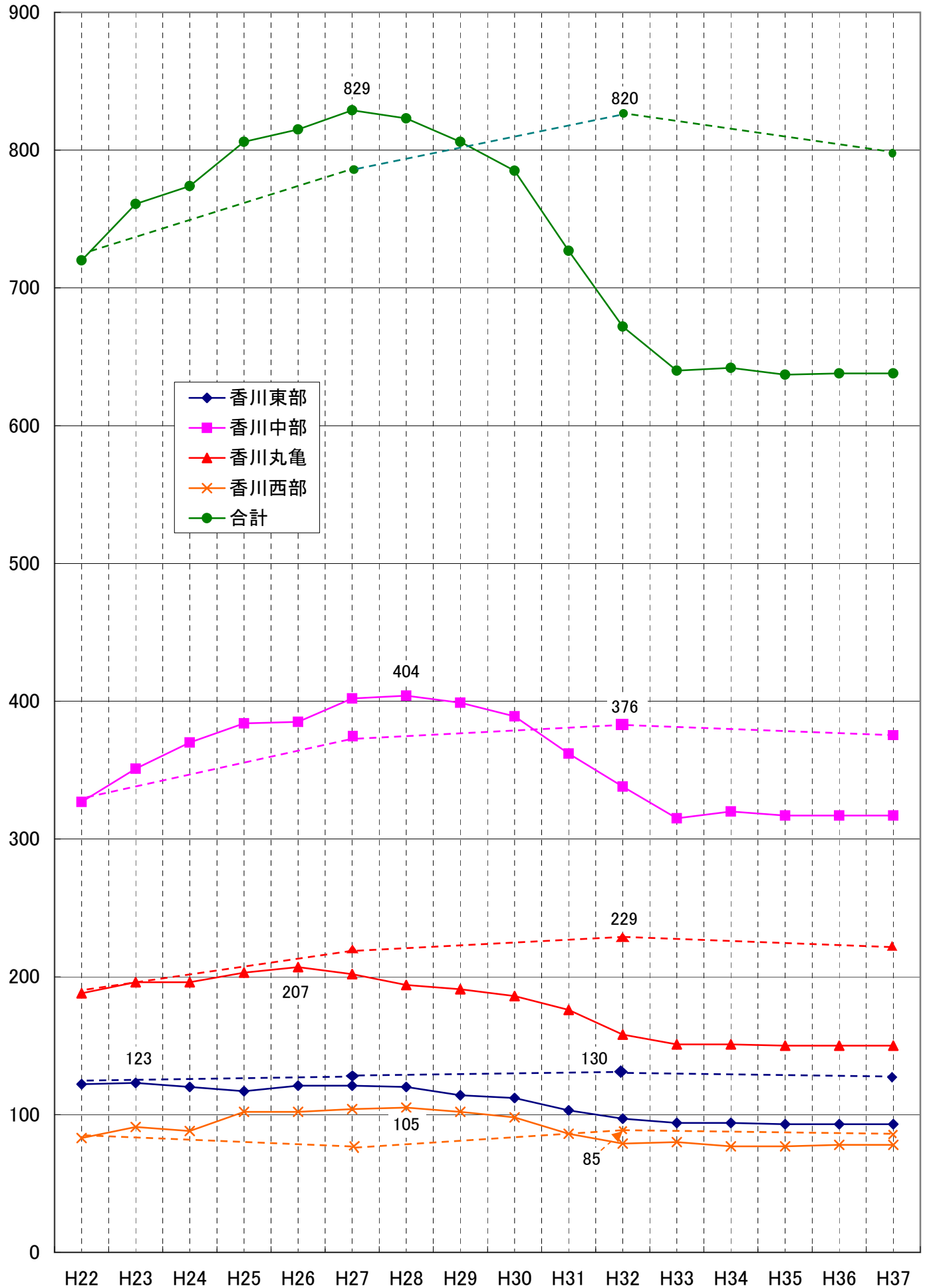
区分	幼稚部		小学部		中学部		高等部		専攻科		合計	
	学級数	幼児数	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	幼児児童生徒数
香川東部養護学校			13	33	11	33	12	56			36	122
香川中部養護学校	2	10	23	76	26	107	27	134			78	327
香川丸亀養護学校			17	47	19	71	16	70			52	188
香川西部養護学校			13	29	9	24	7	30			29	83
盲学校	1	1	2	5	1	2	4	6	3	14	11	28
豊学校	3	5	5	8	4	11	7	15	0	0	19	39
高松養護学校			20	49	10	26	20	48			50	123
善通寺養護学校			13	29	9	32	19	67			41	128
計	6	16	106	276	89	306	112	426	3	14	316	1038
附属特別支援学校			3	15	3	19	3	26			9	60

特別支援学校別の幼児児童生徒数の推移



知的障害を対象とする特別支援学校の幼児児童生徒数の将来推計
 (実線:進学率による推計、点線:在籍率による推計)

(人)



知的障害を対象とする特別支援学校の幼児児童生徒数の将来推計 (推計方法について)

- 1 特別支援学校に在籍する児童生徒数の割合の推移による将来推計（以下「在籍率による推計」という。）について

推計のポイント

香川県全体の児童生徒数に占める各特別支援学校に在籍する児童生徒数の割合がこれまでの傾向と同様に増加していくことを前提としている。

- ① 過去10年間（平成11年度～平成21年度）において、香川県全体の児童生徒数に占める各特別支援学校に在籍する児童生徒数の割合（1万人当たりの人数）の変化から、増加量の平均を計算し、その割合が今後とも同様に伸びるものと想定して、将来における各特別支援学校ごとの当該割合を推計する。
 - ② 『国立社会保障・人口問題研究所』発表の人口推計（5年ごと）を活用して、本県の将来の児童生徒数を推計した上で、その児童生徒数に各特別支援学校ごとの上記割合を乗じて算出している。
- 2 特別支援学校への進学率の推移による将来推計（以下「進学率による推計」という。）について

上記推計は、香川県全体の児童生徒数に占める各特別支援学校の児童生徒数の割合の過去の傾向が将来も続くものとして推計しているが、推計対象が少数であることに加え、過去の傾向が将来も続くかどうかは不明であり、これを補うために、多面的に推計する必要があることから、各通学区域の進学状況を踏まえ、より詳細に推計したものである。

推計のポイント

各特別支援学校ごとに、各通学区域において小学部・中学部・高等部に進学してくる児童生徒数を推計し、各部の入学者が学年進行していくことを前提にしている。

- ① 小学部第1学年は、各通学区域の6歳児数に占める特別支援学校に在籍する児童数の割合の過去5年間（平成18年度～平成22年度。以下同じ。）の平均値から、各特別支援学校に入学する児童数を推計し、学年進行する。
- ② 中学部・高等部第1学年は、通学区域内の特別支援「学級」から入学する生徒数の割合の過去5年間の平均値と、小・中学部からの持ち上がりにより、各特別支援学校の生徒数を推計し、学年進行する。

なお、一部の校区については、「通常学級」からの入学者数についても考慮する。

3 推計方法の違いによる推計結果の相違点について

① 推計結果の概要

在籍率による推計	進学率による推計
<ul style="list-style-type: none"> ・合計のピークは、平成32年の820人である。 ・学校ごとのピークは、すべて平成32年である。 香川東部は、130人 香川中部は、376人 香川丸亀は、229人 香川西部は、85人 ・ピーク後は、横ばい傾向である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・合計のピークは、平成27年の829人である。 ・学校毎のピーク年が異なり、すべて早まっている。 香川東部は、平成23年の123人で、7人減 香川中部は、平成28年の404人で、28人増 香川丸亀は、平成26年の207人で、22人減 香川西部は、平成28年の105人で、20人増 ・ピーク後の減少傾向が著しい。

② 推計結果の違いの要因

在籍率による推計	進学率による推計
<ul style="list-style-type: none"> ・県全体の児童生徒数は減少するが、同数に占める各特別支援学校に在籍する児童生徒数の割合は、将来にわたり、継続的に、過去10年間と同様に伸びていく。 ⇒ピーク後は、横ばい傾向となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・6歳児数に占める特別支援学校に在籍する児童数の割合や、中学部・高等部へ通学区域内の特別支援「学級」から入学する生徒数の割合について、いずれも伸びていないことから、過去5年間の平均値をとっている。 ⇒ピーク後の減少傾向が著しくなる。

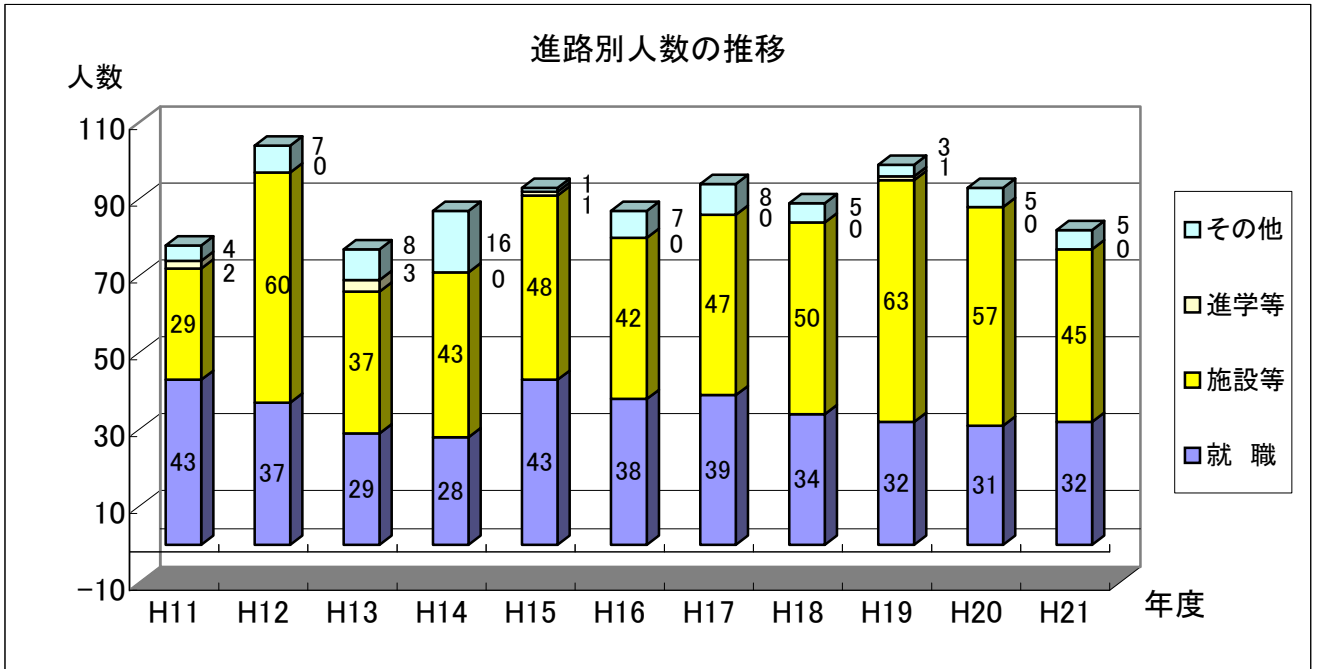
【進学率による推計の例】

香川中部養護学校（以下「中部養護」という。）の推計

- 1 幼稚部
毎年度10名とする。
- 2 小学部
 - ア 第1学年
 - (ア) 小豆郡、高松市、直島町及び綾川町（以下「中部養護地域」という。）の6歳児数に占める中部養護に在籍する児童数の割合の過去5年間（平成18年度～平成22年度）の平均値を計算する。（⇒ ≈ 0.0029 ）
 - (イ) 平成22年度の中中部養護地域の未就学児（5歳児～0歳児）の人数に上記平均値を乗じて、平成23年度以降の中中部養護小学部第1学年の児童数を推計する。
ただし、平成29年度以降は出生していないため、平成28年度の数値（12人）を置く。
 - イ 当該児童数を学年進行する。
- 3 中学部
 - ア 第1学年
 - (ア) 中部養護地域の小学校の特別支援「学級」第6学年児童数のうち、中部養護への入学者数の割合の過去5年間（平成18年度～平成22年度）の平均値を計算する。（⇒ ≈ 0.41 ）
 - (イ) 平成23年度の第1学年の生徒数は、前年度の中中部養護地域の小学校の特別支援「学級」第6学年児童数に上記平均値を乗じて得た数に、前年度の中中部養護小学部第6学年児童数を加えた数とする。
 - (ウ) 平成24年度以降は同様の計算を行う。
 - イ 当該生徒数を学年進行する。
- 4 高等部
上記中学部記載の「小学校の特別支援学級第6学年児童数」を「中学校の特別支援学級第3学年生徒数」に、「中部養護小学部第6学年児童数」を「中部養護中学部第3学年生徒数」に置き換え、同様の計算を行う。
ただし、第1学年の推計の際には、過去5年間における中部養護地域の中学校の「通常学級」から、中部養護へ入学した生徒の数の平均値（1人）を加える。

特別支援学校高等部（知的障害）卒業生の進路状況の推移

①香川県特別支援学校高等部(知的障害)卒業生の進路状況の推移

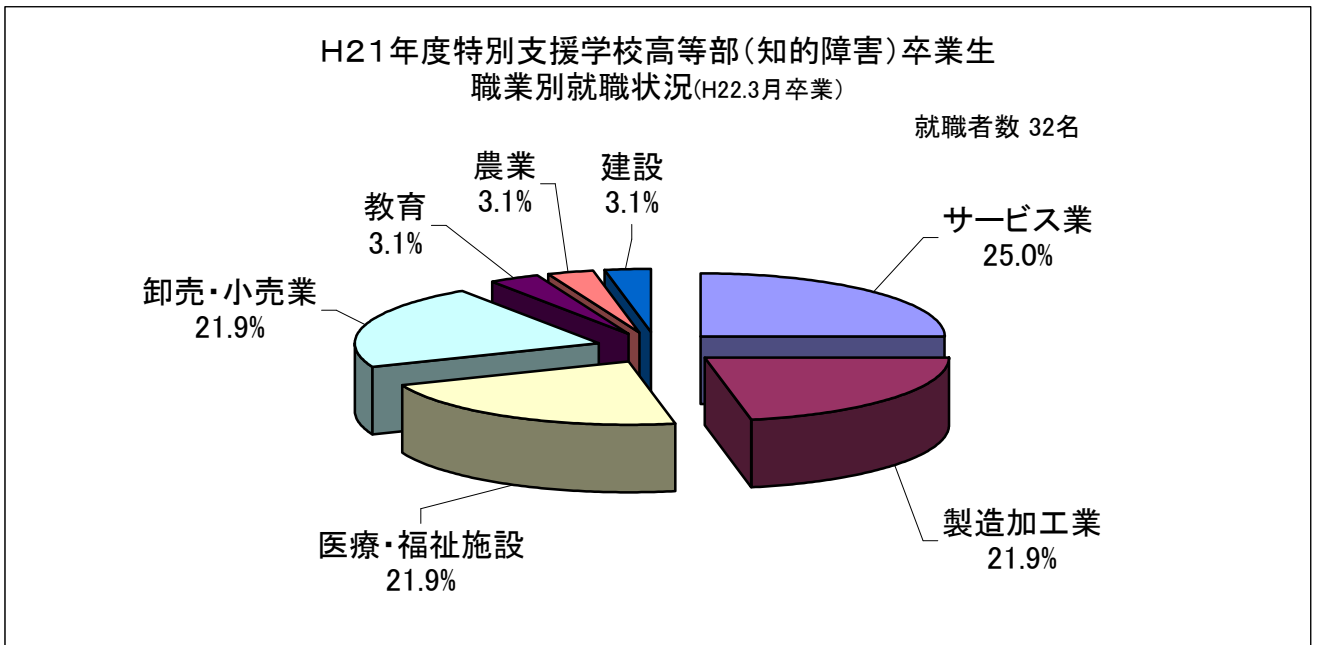


② 香川県特別支援学校高等部(知的障害)卒業生の進路別割合の推移

(%)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
進学等	2.6	0	3.9	0	1.1	0	0	0	1.0	0	0
施設等	37.2	57.7	48.1	49.4	51.6	48.3	50.0	56.2	63.6	61.3	54.9
その他	5.1	6.7	10.4	18.4	1.1	8.0	8.5	5.6	3.0	5.4	6.1
就職	55.1	35.6	37.7	32.2	46.2	43.7	41.5	38.2	32.3	33.3	39.0
全国高等部(知的)就職率	27.0	25.5	23.7	22.4	23.2	23.2	25.3	25.8	27.1	26.4	

③ 職業別就職状況(日本標準産業分類による)



特別支援学校教諭の当該障害種の免許状保有状況

(単位：%)

年度		H16	H17	H18	H19	H20	H21
全 国 (公立全体)		56.5	59.2	61.9	67.9	68.7	69.2
香川県 (公立全体)		79.4	79.1	78.6	79.1	75.2	73.7
障害種別	視覚障害	42.9 (82.1)	50.0 (76.7)	51.8 (81.5)	48.3 (75.9)	39.4 (69.4)	41.2 (73.5)
	聴覚障害	29.6 (68.2)	33.3 (69.0)	41.5 (73.2)	42.5 (72.5)	34.1 (75.6)	34.1 (75.6)
	知的障害	88.8	87.7	85.6	84.9	84.2	81.9
	肢体不自由	80.9	78.9	78.4	82.7	75.0	79.5
	病弱	85.7	83.8	81.7	82.9	76.1	69.2

* 各年度5月1日における公立特別支援学校(幼, 小, 中, 高) の教諭の当該障害種の免許保有率。

* 視覚障害・聴覚障害の()は、盲学校・聾学校において知的障害との重複児童生徒が多いので、知的障害の免許を保有する教諭を配置していることから、その人数を合計した率である。

※ 知的障害を対象とする特別支援学校の部別の保有状況 (平成21年度)
(単位：%)

	幼稚部	小学部	中学部	高等部	全体
知的障害	100	98.1	77.7	69.4	81.9

知的障害を対象とする特別支援学校の校舎面積

1 県内の知的障害を対象とする特別支援学校の校舎面積の状況について

各学校の「1人当たり校舎面積」の現在の状況と幼児児童生徒数がピーク時の見込みは、次のとおりである。

	平成22年5月1日現在			ピーク時			
	幼児児童 生徒数(人)	校舎面積 (㎡)	1人当たり 校舎面積 (㎡)	ピーク 年	幼児児童 生徒数(人)	校舎面積 (㎡)	1人当たり 校舎面積 (㎡)
香川東部	122	4,239	34.7	H32	130	4,239	32.6
香川中部	327	6,715	20.5	H28	404	6,715	16.6
香川丸亀	188	4,358 (4,748)	23.2 (25.3)	H32	229	4,748	20.6
香川西部	83	3,568	43.0	H28	105	3,568	34.0
平均			30.4				26.0

※香川丸亀の括弧書き：平成22年度増築工事後の数値

※「ピーク時」：各学校の「進学率による推計」と「在籍率による推計」とを比較し、幼児児童生徒数が多い方

2 全国の知的障害を対象とする特別支援学校の状況について

	全体	抽出
学校数	345	118
幼児児童 生徒数(人)	60,212	32,683
校舎面積 (千㎡)	1,987	848
1人当 り校舎面 積(㎡)	33.0	25.9

全体：知的障害を対象とする特別支援学校のうち、
小学部・中学部・高等部を有する学校

抽出：「全体」のうち、
幼児児童生徒数が200人以上の学校
(いずれも、平成22年5月1日現在)

3 参考指標

○「1人当たり校舎面積」全国抽出平均(25.9㎡)の場合

	平成22年5月1日現在			各ピーク時			
	幼児児童 生徒数 (人)	校舎面積 (㎡)	1人当 り校舎 面積 (㎡)	ピーク 年	幼児児童 生徒数 (人)	1人当 り校舎 面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)
香川中部	327	6,715	20.5	H28	404	25.9	10,464
香川丸亀	188	4,358	23.2	H32	229		5,931

○「1人当たり校舎面積」全国平均（33.0㎡）の場合

	平成22年5月1日現在			通減時			
	幼児児童 生徒数 (人)	校舎面積 (㎡)	1人当 り校舎 面積 (㎡)	通減年	平均幼児 児童生徒 数(人)	1人当 り校舎 面積 (㎡)	校舎面積 (㎡)
香川中部	327	6,715	20.5	H37	342	33.0	11,286
香川丸亀	188	4,358	23.2	H37	185		6,105

※「平均幼児児童生徒数」：2つの推計方法による平成37年時点の幼児児童生徒数の平均

児童生徒数の増加に伴う特別教室から普通教室への転用等

各学校における児童生徒数の増加に伴う教室の転用等の状況は、次のとおりである。

		平成12年5月1日現在	平成22年5月1日現在
香 川 東 部 養 護 学 校	校舎面積	4,218㎡	4,239㎡ (エレベーター新設により、21㎡増)
	児童生徒数	81人 <内訳> ・小学部 23人 ・中学部 17人 ・高等部 41人	122人 <内訳> ・小学部 33人 ・中学部 33人 ・高等部 56人
	学級数	27学級 <内訳> ・小学部 10 ・中学部 6 ・高等部 11	36学級 <内訳> ・小学部 13 ・中学部 11 ・高等部 12
	教員数	56人	71人
	普通教室	21室	25室
	特別教室	25室 <内訳> 音楽室 1室 <u>感覚機能訓練室 2室</u> 簡易作業室 1室 教材室 1室 <u>言語訓練室 1室</u> 視聴覚室 1室 <u>職能訓練室 1室</u> <u>準備室 4室</u> 生活訓練室(食堂) 2室 多目的ホール 1室 陶芸実習室 1室 図書室 1室 <u>トレーニングルーム 1室</u> パソコン教室 1室 訪問学級 1室 調理室 1室 被服室 1室 美術室 <u>2室</u> 木工実習室 1室	21室 <内訳> 音楽室 1室 簡易作業室 1室 教材室 1室 <u>個別学習室 1室</u> <u>作業室 1室</u> 視聴覚室 1室 <u>準備室 3室</u> <u>自立活動室 1室</u> 生活訓練室(食堂) 2室 多目的ホール 1室 陶芸実習室 1室 図書室 1室 パソコン教室 1室 訪問学級 1室 調理室 1室 被服室 1室 美術室 <u>1室</u> 木工実習室 1室

		平成12年5月1日現在	平成22年5月1日現在
香 川 中 部 養 護 学 校	校舎面積	6,313 m ²	6,715 m ² (実習棟の新增築により、402 m ² 増)
	幼児児童 生徒数	226人 <内訳> ・幼稚部 14人 ・小学部 40人 ・中学部 71人 ・高等部 101人	327人 <内訳> ・幼稚部 10人 ・小学部 76人 ・中学部 107人 ・高等部 134人
	学級数	65学級 <内訳> ・幼稚部 3 ・小学部 16 ・中学部 21 ・高等部 25	78学級 <内訳> ・幼稚部 2 ・小学部 23 ・中学部 26 ・高等部 27
	教員数	121人	149人
	普通教室	40室	47室 ○平成18年、1号棟大規模耐震改修時に普通教室2室を3室に改造 ⇒ 普通教室 1室増
	特別教室	25室 <内訳> 印刷室 1室 音楽室 1室 家庭科室 1室 <u>感覚訓練室 1室</u> 教材室 <u>1室</u> 金工室 1室 組立室 1室 <u>言語訓練室 1室</u> 作業室 <u>2室</u> 準備室 3室 <u>視聴覚室 1室</u> 情報室 1室 <u>生活訓練室 1室</u> 多目的教室 <u>1室</u> 調理室 1室 塗装室 1室 美術室 1室 ブロック室 1室 木工室 2室 遊戯治療室 1室 窯業室 1室	26室 <内訳> 印刷室 1室 音楽室 1室 家庭科室 1室 教材室 <u>3室</u> 金工室 1室 組立室 1室 作業室 <u>1室</u> 準備室 3室 情報室 1室 多目的教室 <u>2室</u> 調理室 1室 塗装室 1室 美術室 1室 ブロック室 1室 <u>縫工室 1室</u> <u>メイク・エコ室 1室</u> <u>メディア室 1室</u> 木工室 2室 遊戯治療室 1室 窯業室 1室

		平成12年5月1日現在	
香 川 丸 亀 養 護 学 校	校舎面積	4,358㎡	4,358㎡
	児童生徒数	122人 <内訳> ・小学部 33人 ・中学部 30人 ・高等部 59人	188人 <内訳> ・小学部 47人 ・中学部 71人 ・高等部 70人
	学級数	38学級 <内訳> ・小学部 13 ・中学部 11 ・高等部 14	52学級 <内訳> ・小学部 17 ・中学部 19 ・高等部 16
	教員数	75人	97人
	普通教室	18室	27室 ○平成12年度から順次、普通教室5教室を2つに区切って使用 ⇒ 普通教室 5室増 ○平成22年度、校舎を増築中 ⇒ 普通教室 6室増の予定
	特別教室	20室 <内訳> 織物作業室 1室 音楽室 1室 学習室 1室 感覚訓練室 1室 教材室 1室 組立室 1室 軽作業室 1室 言語訓練室 1室 作法・宿泊室 1室 視聴覚教室 1室 準備室 1室 情報処理学習室 1室 図工室 1室 調理室 1室 図書コーナー 1室 塗装室 1室 縫工室 1室 訪問学級 1室 木工室 1室 窯業室 1室	16室 <内訳> 織物作業室 1室 音楽室 1室 感覚訓練室 1室 教材室 1室 組立室 1室 軽作業室 1室 視聴覚教室 1室 準備室 1室 情報処理学習室 1室 図工室 1室 調理室 1室 図書コーナー 1室 塗装室 1室 縫工室 1室 木工室 1室 窯業室 1室

		平成12年5月1日現在	平成22年5月1日現在
香 川 西 部 養 護 学 校	校舎面積	3,568㎡	3,568㎡
	児童生徒数	88人 <内訳> ・小学部 23人 ・中学部 23人 ・高等部 42人	83人 <内訳> ・小学部 29人 ・中学部 24人 ・高等部 30人
	学級数	32学級 <内訳> ・小学部 11 ・中学部 10 ・高等部 11	29学級 <内訳> ・小学部 13 ・中学部 9 ・高等部 7
	教員数	66人	61人
	普通教室	17室	17室
	特別教室	20室 <内訳> 園芸実習室 1室 音楽室 1室 機能訓練室 1室 教材室 <u>1室</u> 軽作業室 1室 工芸実習室 1室 準備室 <u>1室</u> 視聴覚室 1室 実習室 <u>1室</u> 生活訓練室 1室 <u>多目的室 1室</u> 図書室 1室 パソコン室 1室 <u>訪問学級 1室</u> プレイルーム 1室 美術室 1室 被服室 1室 調理室 1室 木工室 1室 窯業実習室 1室	20室 <内訳> 園芸実習室 1室 音楽室 1室 <u>学習室 1室</u> 機能訓練室 1室 教材室 <u>2室</u> 軽作業室 1室 工芸実習室 1室 準備室 <u>2室</u> 視聴覚室 1室 生活訓練室 1室 図書室 1室 パソコン室 1室 プレイルーム 1室 美術室 1室 被服室 1室 調理室 1室 木工室 1室 窯業実習室 1室

特別支援学校における教育推進検討委員会協議経過

日 時	開催場所	協議事項
○第1回 平成21年12月22日 9:30~11:30	香川県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の選出 ・検討課題と進め方の説明 ・資料説明（本県の特別支援学校の現状について） ・意見交換
○第2回 平成22年3月2日 10:30~12:00	香川中部養護学校	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回検討委員会での質問事項について説明 ・資料説明（幼稚部の教育について） ・意見交換
○第3回 平成22年4月27日 9:30~11:00	香川丸亀養護学校	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回検討委員会での質問事項について説明 ・資料説明（小・中学部、高等部の教育について） ・第1回検討委員会の補足説明 ・意見交換
○第4回 平成22年6月3日 9:30~11:30	香川県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・資料説明（小・中学部、高等部の教育について） ・意見交換
○第5回 平成22年8月24日 9:30~11:30	香川県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・資料説明（施設・設備について） ・意見交換
○第6回 平成22年9月28日 9:30~11:30	香川県庁	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書素案について
○第7回 平成22年10月26日 10:00~11:30	香川県社会福祉 総合センター	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書（案）について

※ 本検討委員会は、すべて公開で実施した。

特別支援学校における教育推進検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 知的障害を対象とする特別支援学校の児童生徒数の増加に対する対応策等について検討するため、特別支援学校における教育推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15名以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 特別支援学校保護者等の代表者
- (3) 県、市町関係者
- (4) 各種教育関係団体等の代表者

(会長)

第4条 委員会には、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、会長が議長となる。
- 3 委員会は、必要に応じ、議事に関係のある者を臨時に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、香川県教育委員会事務局特別支援教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年12月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

特別支援学校における教育推進検討委員会名簿

現委員 ◎印 会長 ○印 副会長 (敬称略、会長・副会長以外は五十音順)

役 職 名	氏 名	委嘱年月日
香川大学教育学部教授	◎武藏 博文	H21. 12. 3
高松大学発達科学部講師	○梶原由紀子	同 上
四国学院大学文学部教授	会沢 勲	同 上
四国新聞社編集局長 (兼) 論説委員長	泉川 誉夫	同 上
香川県立盲学校 PTA 会長	井上 喜雅	同 上
香川県立善通寺養護学校評議員	越智 広二	同 上
NPO 法人障害児者ゴーゴースタッフ理事長	香川 司恵	同 上
香川県立香川丸亀養護学校校長 (前香川県高等学校教育研究会特別支援教育部会長)	高尾 早苗	同 上
高松市立浅野幼稚園長	藤堂 美鈴	同 上
香川県健康福祉部障害福祉課長	土岐 敦史	H22. 4. 1
高松市教育委員会教育長	松井 等	H22. 4. 1
香川県立聾学校 PTA 会長	宮崎加代子	H21. 12. 3
香川県立聾学校校長 (前特別支援学校校長会会長)	六車 治	同 上
特別支援学級設置学校長協会副会長	六車 健	同 上
知的障害教育校 5 校 PTA・親の会連絡協議会 代表	脇谷 和子	同 上

退任委員

委 員 委 嘱 時 の 役 職 名	氏 名	委嘱年月日
香川県市町教育委員会連絡協議会理事	黒川 康嘉	H21. 12. 3~ H22. 3. 31
香川県健康福祉部障害福祉課長	森 武比古	同 上